

建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月十五日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県条例第十三号

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

建築基準法施行条例（昭和四十二年四月奈良県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号アただし書中「建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「政令」という。）第三百三十六条の二に規定する技術的基準に適合する」を「防火地域又は準防火地域内の建築物の部分及び防火設備の構造方法を定める件（令和元年国土交通省告示第九十四号）第四第一号イに掲げる構造である」に改める。

第二十二条中「政令」を「建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「政令」という。）」に改める。

第二十六条第三号中「第二百二十九条の二の三第一項第一号ロ」を「第一百十二条第二項各号」に、「同号ロ」を「同項」に改める。

第二十七条中「若しくは」を「又は」に改め、「又は特定避難時間倒壊等防止建築物」を削る。

第二十八条中「若しくは」を「又は」に改め、「又は特定避難時間倒壊等防止建築物であるもの」を削る。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。